

伊勢市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 本市が締結する契約、協定その他これらに類するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の契約
 - イ 測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務の契約
 - ウ 設備の保守、清掃、警備その他の役務の提供又は物件の製造に係る契約
 - エ 物件の購入、借入れ、売払い、貸与等の契約
 - オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る契約
 - カ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定
 - キ 前各号に掲げるもの以外の協定その他これらに類するものであって、市長が別に定めるもの
- (2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 伊勢市契約規則(平成17年伊勢市規則第48号)第4条の規定に基づき競争入札参加資格者名簿に登録された者
 - イ 前号に掲げる者以外の者であって、本市の競争入札の参加者となる者又は随意契約の相手方となる者(相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。)
 - ウ ア及びイに掲げる者以外のものであって、本市が締結する契約等の相手方となるため、本市に申請又は登録の申込み等を行った者
- (3) 法人等 法人又は法人格を有しない団体及び個人事業主をいう。
- (4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその者の支配人
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (6) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。
- (7) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。
- (8) 不当介入 本市の契約等の相手方(以下「受注者」という。)に対して行われる契約等の履行に関する不当要求(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。)及び妨害(不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。)をいう。
- (9) 受注者等 受注者又は受注者の下請けをする法人等
(警察等関係行政機関からの通報に伴う対応)

第3条 市長は、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1に掲げるいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報があり、受注者として不適当と認められるときは、伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領(平成17年11月1日施行。以下「資格(指名)停止措置要領」という。)に基づき、適切な措置をとるものとする。ただし、前条第2号イ又はウに規定する者の場合は、資格(指名)停止措置要領に準じた措置又は契約等の相手方から当分の間排除する措置(以下これらの措置を「資格(指名)停止等の措置」という。)をとるものとする。

(関係官公庁等からの情報入手に伴う対応)

第4条 市長は、必要に応じ、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1のいずれかに該当するか否かを警察等関係行政機関に対して当該情報の確認を行うことができる。

- 2 前項の確認の結果、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1のいずれかに該当すると確認された場合には、前条の規定を準用する。

(契約等における資材購入等の排除)

第5条 受注者等は、別表第2に掲げる資材等販売業者又は廃棄物処理等業者が暴力団等と認められるときは、当該資材等販売業者から契約等に係る資材並びに物品等を購入し、又は契約等に関し当該廃棄物処理等業者が有する施設等を使用してはならない。

- 2 市長は、警察等関係行政機関から前項に違反する事実に係る通報があったときは、受注者に通知するとともに、受注者が当該事実を知りながら同項に違反すると認められるときは、資格(指名)停止措置要領に基づき、適切な措置をとるものとする。ただし、第2条第2号イ又はウに規定する者の場合は、資格(指名)停止等の措置をとるものとする。

(不当介入に対する措置)

第6条 市長は、受注者が本市と締結した契約等の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者にその旨を直ちに市長に報告させるとともに、所轄の警

察署への通報及び捜査上必要な協力をさせるものとする。

- 2 市長は、受注者から前項の規定による報告があったときは、速やかに所轄の警察署と連絡及び協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。この場合において、受注者が不当介入による被害を受けているときは、受注者に被害届を速やかに所轄の警察署に提出させるものとする。
- 3 所轄の警察署から、受注者が所轄の警察署への通報を怠ったことが認められる通知が市長にあったときは、受注者にその事実の内容を確認するものとする。
- 4 市長は、前項の確認の結果、所轄の警察署への通報及び市長への報告を怠ったことが確認されたときは、必要な措置をとるものとする。
- 5 市長は、受注者が不当介入を受けたことを理由に、契約期間の延長等の措置を行うときは、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(情報の管理)

第7条 市長は、第3条、第4条及び第5条において知り得た情報の管理の徹底及び当該情報の漏洩防止に努めるものとする。

(警察等関係行政機関との連携)

第8条 第3条、第4条及び第5条の規定に基づき措置をするときの具体的な手続については、市長と三重県伊勢警察署長との間で別途定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、この要綱の運用にあたっては、警察等関係行政機関との密接な連携を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

- 1 暴力団等と認められるとき
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められるとき
- 3 暴力団等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- 4 暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）など、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき
- 5 暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティその他の会合に招待される（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）など、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 6 暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき

別表第2（第5条関係）

【資材等販売業者】

生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む。）、土砂、コンクリート二次製品等並びに物品及びこれに付属する部品等（以下「資材等」という。）を扱う次に掲げる者

- ・ 法人又は個人が経営する会社等
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体及びその構成員
- ・ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合及びその構成員
- ・ その他資材等を販売する事業者及びその構成員

【廃棄物処理等業者】

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
- ・ 廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処理業者